

山梨県公報

第千三百八十七号

平成十五年

六月二日

月 曜 日

目次

告示

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託……………三四五
 保安林の指定の解除……………三四五
 道路の区域変更(二件)……………三四五
 建築基準法に基づく道路位置指定……………三四六

公告

平成十五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………三四六
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三四六
教育委員会
 落札者等の決定について……………三四七
公安委員会
 落札者等の決定について(二件)……………三四七

告示

山梨県告示第三百十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成十五年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第三百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十五年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

南巨摩郡南部町大字福土字坂下一七八一の一、一七八一の三、一八六七の一

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 山梨市停車場線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市大字下神内川字林ノ上二〇一番の三 地先から 山梨市大字下石森字宗高七三四番の二地先 まで	七・〇 七・二	七・二 七・二	三三・三	八一・七

山梨県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下神内川石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡春日居町大字桑戸字梅木田五五一番の一地先から 東山梨郡春日居町大字桑戸字五反田七四八番の四地先まで	一〇・三丁 二八・六	一〇・三丁 一一・六	一四〇・〇	一四〇・〇

山梨県告示第三百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
中巨摩郡敷島町大下条七七〇番地
- 二 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
一一・〇三メートル

公 告

● 平成十五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十五年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇九・五二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七八・九八ヘクタール
甲府地区保健保安林	三三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二〇八・五五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・六七ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、八三〇・二九ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四四・四〇ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・二八ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葑崎地区水源かん養保安林	一、二〇七・三三ヘクタール
葑崎地区土砂流出防備保安林	五七四・八六ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二七・一一ヘクタール
多摩川中流水源かん養保安林	一六・六六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一六一・二八ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一三六・八二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一四・三〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七四・〇四ヘクタール

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年六月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡敷島町大下条字御岳田九五〇の一、九五〇の二、九五〇の三、九五〇の四、九五〇の五、九五〇の六、九五〇の一、九五〇の二、九五〇の三、九五〇の四、九五〇の五、九五〇の六、九五〇の一、九五〇の二、九五〇の三、九五〇の四、九五〇の五、九五〇の六、九五〇の一、九五〇の二、九五〇の三、九五〇の四、九五〇の五、九五〇の六
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路	次の図のとおり

五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月二日

山梨県警察本部長 金 山 泰 介

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
自動車保管場所管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部交通部交通規制課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千八百十九万七千二百五十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月二日

山梨県警察本部長 金 山 泰 介

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
交通安全施設管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部交通部交通規制課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティエムイー山梨 山梨県甲府市朝氣三丁目二十一番十五号

- 五 随意契約に係る契約金額
二千九百五十九万二千四百八円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当